

平成 13 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー エ ー シ ー
代表者の役職氏名 代表取締役社長 光 山 治 雄
(コード番号:4725 東証1部)
連絡者の役職氏名 常務取締役 神 谷 敏
(T E L 03-3263-7241)

ストックオプション(新株引受権)の付与に関するお知らせ (商法第 280 条ノ 19 に規定するストックオプションの付与)

当社は本日開催の当社取締役会において、平成 13 年 3 月 29 日開催予定の当社第 35 回定時株主総会の決議を条件に第 2 回ストックオプション制度を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. スtockオプション制度を導入する理由

当社取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、新株引受権方式のストックオプション制度を実施するため。

II. スtockオプション制度の概要について

1.新株引受権の目的たる株式の額面無額面の別、種類
当社額面普通株式

2.新株引受権の権利付与日
平成 13 年 4 月 10 日(予定)

3.付与の対象者
平成 13 年 3 月 29 日開催予定の当社第 35 回定時株主総会(以下、単に「本株主総会」とする。)終結時に在任または在職する当社取締役 9 名および当社従業員 127 名(合計 136 名、以下、「対象者」と総称する。)

4.新株引受権の目的たる株式の数
230,000 株を総株数の上限とする。

(1)当社取締役 9 名に対して合計 56,000 株を上限とする。

(各取締役へは 5,000 株以上 10,000 株以下)

(2)当社従業員 127 名に対して合計 174,000 株を上限とする。

(各従業員へは 1,000 株以上 3,000 株以下)

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株引受権のうち、当該時点で対象者が行使していない本件新株引受権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる単位未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行いまたは株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5.新株発行価額

本件新株引受権の目的たる株式1株当たりの発行価額(以下、単に「発行価額」とする。)は、権利付与日の属する月の前月の東京証券取引所における当社額面普通株式の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げるものとする。)と権利付与日の前営業日の終値(当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行いまたは株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は必要と認める発行価額の調整を行う。

6.新株引受権行使期間

平成15年4月1日から平成18年3月31日までとする。

7.新株引受権行使の条件

(1)対象者は、本件新株引受権の行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

ただし、対象者が、以下の各号に該当する場合はこの限りではない。

①当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役を任期満了により退任した場合

②当社または当社の子会社もしくは関連会社の監査役を任期満了により退任した場合

③当社または当社の子会社もしくは関連会社の従業員を定年により退職した場合

(2)本件新株引受権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。

(3)対象者の相続人による本件新株引受権の行使は認められないものとする。

(4)対象者は、下記の(5)の制限に抵触する場合を除き、一度の手續において付与を受けた本件新株引受権の全部または一部を行使することができる。ただし、対象者が行使することができる本件新株引受権の行使回数は、年間(1月1日から12月31日まで。以下同じ。)4回を上限とする。

(5)対象者は、行使期間内のいずれの年においても、本件新株引受権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が以下の価額と合計して年間1,000万円または、行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間の合計額を超えないように、付与を受けた本件新株引受権を行使しなければならない。

①同一年間に対象者が行使した当社または他社の株式譲渡請求権に基づき譲渡される株式の譲渡価額

②同一年間に対象者が行使した当社または他社の新株引受権に基づき行使される株式の発行価額

(6)当社が他社の完全子会社となるために株式交換を行う場合または株式移転を行う場合、株式交換の日または移転の日先立ち、取締役会決議に基づき、本件新株引受権の行使を合理的に制限し、かつ、対象者が行使していない本件新株引受権を失効させることができるものとする。

(7)その他権利行使に関する条件については、本株主総会以後に開催される当社取締役会決議により決定し、対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるものとする。

8.その他の細目事項

本件新株引受権に関するその他の細目事項については、本株主総会以後に開催される当社取締役会決議によるものとする。

Ⅲ. 停止条件について

上記の内容については、平成13年3月29日開催予定の当社第35回定時株主総会において「商法第280条ノ19の規定による新株引受権の付与」が決議されることを停止条件としております。

以上